

大阪広域水道企業団個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年 3 月 31 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団規則第 5 号

大阪広域水道企業団個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

第 1 条 大阪広域水道企業団個人情報保護条例施行規則（平成23年大阪広域水道企業団規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（第三者からの審査請求を棄却する場合等の通知） 第28条 条例第43条において準用する条例第21条第3項の規定による通知は、条例第43条第1号に該当する場合にあっては<u>審査請求人等に関する情報が含まれる個人情報の開示実施日等通知書（様式第37号）</u>、同条第2号に該当する場合にあっては<u>審査請求等に関する情報が含まれる個人情報の開示決定に係る通知書（様式第38号）</u>により行う。 （意見書等の閲覧等） 第29条 第12条第2項及び第3項の規定は、<u>条例第48条第1項</u>の閲覧等に準ずる方法として実施機関の規則で定める方法について準用する。 （意見書等の閲覧等の申出） 第30条 条例<u>第48条第1項</u>の規定により大阪広域水道企業団個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に同条の意見書又は資料（以下「意見書等」という。）の閲覧又は写しの交付（以下「閲覧等」という。）を求めようとする<u>審査請求人等（条例第44条第4項に規定する審査請求人等をいう。以下同じ。）</u>は、提出資料閲覧等請求書（様式第39号）を審議会に提出しなければならない。 2 審議会は、前項の提出資料閲覧等請求書の提出があったときは、速やかに、閲覧等の諾否を決定し、次の各号に掲げる当該決定の区分に応じ、当該各号に定める書面により当該提出をした<u>審査請求人等</u>にその旨を通知しなければならない。 （1）一（3） （略） 3 （略）	（第三者からの不服申立てを棄却する場合等の通知） 第28条 条例第43条において準用する条例第21条第3項の規定による通知は、条例第43条第1号に該当する場合にあっては<u>不服申立人等に関する情報が含まれる個人情報の開示実施日等通知書（様式第37号）</u>、同条第2号に該当する場合にあっては<u>不服申立人等に関する情報が含まれる個人情報の開示決定に係る通知書（様式第38号）</u>により行う。 （意見書等の閲覧等） 第29条 第12条第2項及び第3項の規定は、<u>条例第48条</u>の閲覧等に準ずる方法として実施機関の規則で定める方法について準用する。 （意見書等の閲覧等の申出） 第30条 条例第48条の規定により大阪広域水道企業団個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に同条の意見書又は資料（以下「意見書等」という。）の閲覧又は写しの交付（以下「閲覧等」という。）を求めようとする<u>不服申立人等（条例第44条第4項に規定する不服申立人等をいう。以下同じ。）</u>は、提出資料閲覧等請求書（様式第39号）を審議会に提出しなければならない。 2 審議会は、前項の提出資料閲覧等請求書の提出があったときは、速やかに、閲覧等の諾否を決定し、次の各号に掲げる当該決定の区分に応じ、当該各号に定める書面により当該提出をした<u>不服申立人等</u>にその旨を通知しなければならない。 （1）一（3） （略） 3 （略）

4 審議会は、 <u>審査請求人等</u> の求めがあったときは、審議会に提出された当該 <u>審査請求人等</u> に係る事件に関する意見書等の目録を閲覧に供しなければならない。	4 審議会は、 <u>不服申立人等</u> の求めがあったときは、審議会に提出された当該 <u>不服申立人等</u> に係る事件に関する意見書等の目録を閲覧に供しなければならない。
--	--

第2条 大阪広域水道企業団個人情報保護条例施行規則様式の一部を別紙のように改正する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の大阪広域水道企業団個人情報保護条例施行規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている請求書その他の書類は、改正後の大阪広域水道企業団個人情報保護条例施行規則（以下「新規則」という。）の様式により提出されたものとみなす。
- 3 旧規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規則の様式により作成した用紙として使用することができる。